平成２１年（フ）第１３６６号
堺市堺区石津町１丁１―12、商業登記簿上の本店所在地大阪市中央区内淡路町１丁目１番５号
破産者　有限会社ウエストシャイン
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３７０号
大阪府松原市天美西３丁目216―６
破産者　株式会社西和建装
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４１４号
堺市東区白鷺町１丁９番15号
破産者　九州建設株式会社
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６１号
島根県出雲市大社町中荒木1138番地６
破産者　有限会社島根ツーリストサービス
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第６２号
島根県出雲市大社町中荒木1138番地６
破産者　板倉　利治
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第６３号
島根県出雲市大社町中荒木1138番地６
破産者　板倉　茂子
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所出雲支部

平成２０年（フ）第３７２号
福岡県久留米市東合川１丁目３番５号
破産者　株式会社パーウッド
1　決定年月日　平成21年12月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第２８７号
埼玉県東松山市大字下唐子1554番地
破産者　株式会社ホームサロン木村の家具
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第８０９８号
東京都中央区日本橋本町３丁目９番４号
破産者　株式会社ウェルファス
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８０９９号
宮崎県日南市園田２丁目12番17号
破産者　株式会社ウェルファス
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８１００号
東京都立川市幸町３丁目29―22―205、開始決定時の住所横浜市西区みなとみらい４丁目７－１－417
破産者　瀬山幸一郎
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２号
岐阜県加茂郡白川町赤河1425番地の１の１
破産者　有限会社渡邊製材所
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第８６号
岐阜県可児市愛岐ケ丘５丁目164番地
破産者　有限会社ティー．ケー．ジー企画
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２０年（フ）第６３４号
京都市北区大将軍一条町177番地
破産者　株式会社田中太工務店
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８１１号
京都市北区紫野西野町46番地の１
破産者　株式会社富久多
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８１２号
京都市北区大宮釈迦谷町10番地の67
破産者　株式会社サン・トレーディング
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１０４号
神戸市西区伊川谷町有瀬1334番地の１
破産者　有限会社横山住設
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第３２１号
神戸市西区井吹台西町３丁目25―６
破産者　有限会社フーズクリエイション
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２１年（フ）第４０号
奈良市西九条町３丁目１番地の13
破産者　株式会社清水建設
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２０年（フ）第３６号
徳島県三好市池田町イケミナミ2058番地１
破産者　有限会社池内木工所
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２１年（フ）第２０号
愛媛県新居浜市新須賀町１丁目11番17号
破産者　株式会社岡田建設
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所西条支部

平成２０年（フ）第７２１号
大分市大字迫817番地
破産者　藤正運輸株式会社
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５５２号
大分市府内町１丁目４番16号
破産者　有限会社ブティック・クドウ
1　決定年月日　平成21年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係